

## 地域審議会について

「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう創設。

地域審議会は、

合併関係市町村の協議により  
期間を定めて

合併関係市町村の区域であった区域ごとに

設置することができる（法第5条の4第1項）、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることができる。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされ（法第5条の4第2項）。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない

（法第5条の4第3項）

また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければならない（法第5条第8項）。

地域審議会の具体的な役割等は、次のとおり想定される。

新市町村の関係区域に係る事務に関して

・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する

市町村建設計画の変更、執行状況(定期的) 予算の編成への要望 等

・ 合併市町村の長に必要と認める事項につき意見を述べる

公共施設の設置・運営管理

市町村建設計画の執行状況(随時)

福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施 等

県内の設置状況

県内協議会（合併市町村）では、以下の一部を除き旧市町村区域に設置

1. 新居浜市は、旧別子山村の区域に設置
2. 四国中央市は、旧新宮村及び旧土居町の区域に設置
3. 砥部町では、旧広田村の区域に設置
4. 松山市では、旧北条市及び旧中島町の区域に設置

伊予市は、市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会は設置せず、合併後の住民自治を確保するために、新市において新たな自治組織の仕組みを検討する。  
その他新市町はすべての旧市町村区域に地域審議会を設置